

産婦健康診査の実施について (お願い)

平素は、桑名市の母子保健事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市では、三重県外で産婦健康診査を受診された場合、償還払い制度にて対応しておりますので、お手数ですがご本人が持参される産婦健康診査結果票について、下記のようにお取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

1. 医療機関等におけるお取り扱い

産婦健康診査を実施し、受診者より実費を領収した上で、受診者が持参された「産婦健康診査結果票」の全ての項目に結果等必要事項をご記入いただき、結果票 [A]、[B]、[D] をご本人にお渡しください。

※健康診査の検査結果および質問 (エジンバラ産後うつ質問票) に記入漏れがあった場合、償還払いできません。

《健康診査の内容》

結果票に基づき、必ず以下の全ての項目を実施し、結果票に健診結果を記入してください。

問診、診察、体重・血圧測定、尿検査 (蛋白・糖)、エジンバラ産後うつ病質問票

NICE (英国国立医療技術評価機構) のガイドラインで推奨されるうつ病に関する2項目質問票

【参考】償還払い申請時に必要な書類

- ・産婦健康診査結果票 [A]、[B] \*医療機関等でご記入いただくもの
- ・領収書
- ・桑名市産婦健康診査費用助成申請書 \*受診者本人が記入。

2. 助成回数および償還払いの上限額

助成回数：1回の出産につき、2回まで                      上限額：1回につき、5,000円まで

3. 留意事項

(1) 母子健康手帳への健診結果の記入について

母子健康手帳へは、受診日、健診結果、医療機関名等を記入してください。

(2) 健診結果より、支援の必要性が高く、緊急性の高い場合は、早急に桑名市役所 母子健康包括支援センター (子ども総合センター) までご連絡ください。

事務担当

桑名市役所 母子健康包括支援センター  
(子ども総合センター内)

〒511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地  
TEL 0594-24-1380 FAX 0594-24-5497